

処 分 基 準

平成28年4月1日作成

法 令 等 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	交通部駐車管理課管理第五係 （電話06-6943-1234 内線709-251） 交通部交通指導課処分審査係 （電話06-6943-1234 内線724-566）
備 考	